

問は問い合わせ先です

## 水道メーターの無料交換を実施します

水道メーターの有効期間は、計量法に基づき8年となっています。今回、有効期間が満期となる方のお宅に、水道事業所が委託した業者が「水道事業所からのお知らせ」を持参してお伺いし、無料で交換作業を行います。

市民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

◎水道事業所 ☎25-5522

## 「認知症」についての相談を随時お受けしています

グループホーム幸福の郷では、「認知症」についてお悩みの方や疑問をお持ちの方のさまざまな相談を随時お受けしています。

相談は無料で、相談内容の秘密は厳守します。お気軽にご相談ください。

◎グループホーム幸福の郷

(福岡長袋字中河原8-12)  
☎22-4353

## 12月4日から10日までは「人権週間」です

人権啓発イベントを開催します  
人権イメージキャラクターとのジャンケン大会や輪投げ大会、小学生が描いた人権に関するイラストの展示会などを開催します。ご家族でぜひ、お越しください。

◎日時 12月2日(土)10時～15時

◎場所 フォルテ(大原町)

◎特別相談所を開設します

人権擁護委員が、特設相談所を開設して人権に関するさまざまな相談に応じますので、お気軽にご相談ください。内容は結婚や離婚、家庭のいざこざ、近隣との紛争、差別待遇などです。相談は無料で、相談内容の秘密は厳守します。

◎日時 12月9日(土)10時～15時

◎場所 中央公民館2階第2研修室

◎人権擁護委員に市内在住の2名が新たに委嘱されました

11月から次の2名の方が新たに人権擁護委員に委嘱されました。市庁舎での定例相談会のほか、いつでも自宅で皆様の相談に無料で応じます。秘密は厳守しますので、お気軽にご相談ください。

◎新たに委嘱された人権擁護委員

小野 琢磨さん(百川小奥字上台1-3)

菊地 文雄さん(斎川字町西浦55)

◎仙台法務局大原支局総務課

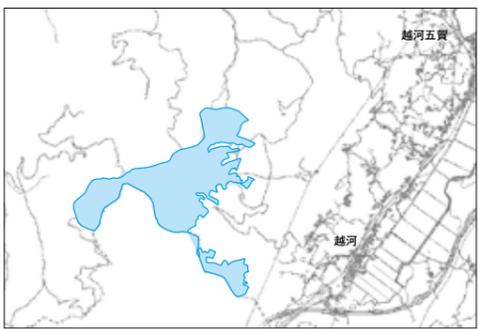
☎0224-52-6053

生活環境課 ☎22-1314

## 地籍調査追加実施のお知らせ

地籍調査は、一筆ごとの土地について所有者の立ち会いのもと地番や地目、境界、面積を調査するものです。

本年度については、11月上旬から越河字西山など9区域で追加調査を実施しますので、土地所有者の皆様のご協力をお願いします。



▲追加調査実施区域

◎地籍調査室 ☎22-1257

## 所得税青色申告決算説明会を開催します

所得税青色申告者を対象とした決算説明会を開催します。税法改正や支払給与の年末調整、決算書作成上の留意事項などについてご説明しますので、税務署から事前に送付された青色申告決算書類を持参してご参加ください。

◎農業以外の事業所得者など

◎日時 12月5日(火)10時～

◎場所 中央公民館

◎農業所得者

◎日時 12月5日(火)14時～

◎場所 JA白石地区事業本部

◎大原原税務署個人課税部門

☎0224-52-1369

## 消費税および地方消費税説明会を開催します

消費税および地方消費税の確定申告が必要な個人事業者を対象とした説明会を開催します。計算器具や筆記用具を持参してご参加ください。

◎日時 11月27日(月)

13時30分～15時30分

◎場所 白石商工会議所

◎対象者 平成16年分または平成17年分の課税売上高が1,000万円を超えた事業者の方。

◎内容 各税の仕組みや記帳方法、例題による消費税計算方法など

◎大原原税務署

☎0224-52-1369

## 石綿(アスベスト)に関する「健康管理手帳」を交付します

石綿(アスベスト)に関する「健康管理手帳」は、過去に石綿を取り扱う作業などに従事し、離職された方で、一定の業務および一定の要件に該当する方の申請があった場合に交付されます。過去に石綿を取り扱う作業などに従事していた方は、まず最寄りの医療機関にご相談の上、石綿健康診断を受診するようにしてください。

「一定の業務」とは、石綿など(その重量の0.1%以上を超えて石綿を含むもの)の製造または取り扱う業務のことをいい、「一定の要件」とは、石綿健康診断を受診した結果、両肺野に石綿による不整形陰影がある、または胸膜肥厚が認められる場合をいいます。

手帳の交付を受けると、指定機関の労災病院で年2回、無料で石綿健康診断を受診できます。

◎宮城労働局労働基準部 安全衛生課  
☎022-299-8839

## 平成18年分年末調整説明会を開催します

年末調整を行う事業所を対象とした説明会を、次の日程で開催します。ご都合の良い開催日を選んで参加してください。

◎日時および会場

・11月14日(火)13時～15時30分

・11月16日(木)9時30分～12時

・11月16日(木)9時30分～12時

・11月16日(木)13時～15時30分

## 農業所得の申告準備は早めに

農業所得の申告は、平成15年から原則として、実際の収入金額から必要経費を差し引いて所得を算出する「収支計算」による申告となっています。

収支計算による申告を行うためには、農業についての収入金額や必要経費に関する記帳と、出荷伝票や領収書などの保存が必要となりますので、来年の申告も円滑に行われるよう、早めに準備を始めてみましょう。

また、これまで例外的に認められていた「簡易計算」による農業所得の申告は、平成19年分の申告より廃止され、完全に「収支計算」による申告に移行することとなりました。簡易計算による申告をされていた方で収支計算が可能なのは、完全「収支計算」移行に向けて、来年の申告よりこの方式による申告をお願いします。

農業所得の申告について、ご不明な点のある方や詳細についてお知りになりたい方は、市庁舎1階税務課市民係までお問い合わせください。

※申告相談の日程については、平成19年1月号の広報しろいしに掲載する予定です。

◎税務課市民係  
☎22-1313

## Q&A

11月に国民健康保険税の納税通知書が来た届きました。支払いはどのようにすればいいですか？

A 国民健康保険税の納税通知書については、1年度分をまとめて7月にお送りしています。

ただし、年度途中での国民健康保険への加入など、加入者の異動や所得の変更があった場合は、国民健康保険税の税額が変更になるため、新しい納税通知書をお送りします。税額が変更となった納期分については、新しい納税通知書をお使いください。

※二重納付や納め忘れにご注意ください。

※以前の納税通知書で支払いを済ませた場合、不明な点がある場合は、税務課までお問い合わせください。

就職したので職場の健康保険(社会保険)に加入しましたが、国民健康保険はいつまで支払うのですか？  
A 社会保険に加入した場合は、国民健康保険を抜ける手続きは自動で行われません。市民課での手続きが必要となります。国民健康保険は、届け出があった翌月以降に、加入していた期間で再計算した納税通知書(変更通知書)をお送りします。支払いについては、現在の加入者および加入期間などにより次の通りになります。

① 還付精算により納税額が多い場合、差額分をお返しします。  
② 納付精算により納税額が少ない場合、不足分を納めていただきます。  
※国民健康保険税は納期ごとにお支払いいただくため、社会保険に切り替わった以降もお支払いいただく必要がある場合があります。税額については、後日お送りする変更通知書で確認してください。

※精算は届け出の翌月以降となりますので、精算までに納期の到達している分については、納付をお願いします。

◎税務課国民健康保険係  
☎22-1313

## 知って 契約と解約

Do you know?

収穫の秋になりました。今月は悪質業者の収穫に協力しないように、「契約」や「解約」について事例を挙げながら説明していきたく思います。

◎契約とは？

一言で言うと「約束」です。ある商品とその代金について、売り主と買い主の間で取り交わされる「売ります」「買います」といった約束のことを「契約」といいます。

◎電話や口約束でも契約は成立しますか？

売り主・買い主両者の合意があれば、契約書を書いたり、印鑑を押さなくても成立します。契約が成立すると、双方に商品提供義務、代金支払義務が発生します。

◎契約は一方的に解約できますか？

売り主が、契約した物と異なる商品を引き渡したのではない限り、原則としてどちらか一方の都合で解約することはできません。ただし、民法で禁止されている脅迫や詐欺、消費者契約法で禁止されている不実の告知、断定的判断などがあれば、その証拠を理由に取り消すことができます。

◎うっかり契約してしまった場合は？

「クーリング・オフ制度」がありますのでご利用ください。訪問

◎いきいきライフ消費生活相談室  
☎22-0783  
(相談日) 月・水・金 9時～16時

販売などの場合は契約書(申込書)を受け取った日を入れて8日以内、電話勧誘の場合は電話で申し込んだ日を入れて8日以内に書面(ハガキや内容証明郵便)で契約を解除できます。クレジット(信販会社)を利用した場合は、業者と信販会社にも簡易書留で出してください。トラブルに巻き込まれないよう、お早めに最寄りの警察署に相談しましょう。

◎架空請求が増えています  
最近、「消費取引金訴訟最終通達書」というタイトルの架空請求が増加しています。内容は「現在、貴殿は消費取引で発生した料金の未納について連絡がないため、消費契約運営会社から民事訴訟による訴状が提出されています。このまま連絡がない場合、裁判所の許可を得て貴殿の給料や不動産・不動産を執行官立会いのもとで差し押さえます。」

私どもは原告側からの訴訟通達後に、その正当性を確認する機関です。訴訟に関する相談や問い合わせは、個人情報保護法上、必ずご本人様からいただきますようお願いいたします。といったものも、このような文書が送られてきた場合は、絶対に連絡せず、無視してください。